

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書

(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人あちわ内科胃腸科

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他

③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄
の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 岐阜県各務原市鵜沼東町 1 丁目 102 番地

(3) 設立認可年月日 昭和 63 年 3 月 1 日

(4) 設立登記年月日 昭和 63 年 3 月 17 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	阿知波 康二	
理 事	阿知波 明江	
同	阿知波 宏一	
監 事	松井 左千子	

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定
管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	あちわ内科胃 腸科	2110502636	岐阜県各務原市鵜沼東 町 1 丁目 113 番地	

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7 年 5 月 20 日 令和 6 年度決算の決定

様式 2 6 - 3

法人名 医療法人 あちわ内科胃腸科
所在地 各務原市鵜沼東町1-102

※医療法人整理番号 0 0 0 8 2

財 産 目 録
(令和8年 3月31日現在)

1. 資 産 額	661,300 千円
2. 負 債 額	5,887 千円
3. 純 資 産 額	655,413 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	387,284
B 固 定 資 産	274,016
C 資 産 合 計 (A + B)	661,300
D 負 債 合 計	5,887
E 純 資 産 (C - D)	655,413

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。			
土 地	(□ 法人所有 □ 賃借	■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))	
建 物	(□ 法人所有 □ 賃借	■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))	

様式 2 6 - 1 - 4 (旧法：診療所を開設する医療法人)

法人名 医療法人 あちわ内科胃腸科
所在地 各務原市鵜沼東町1-102

※医療法人整理番号 0 0 0 8 2

貸 借 対 照 表
(令和8年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	387,284	I 流 動 負 債	5,887
II 固 定 資 産	274,016		
1 有 形 固 定 資 産	214,288	負 債 合 計	5,887
2 そ の 他 の 資 産	59,728	純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 資 本 金	5,000
		II 利 益 剰 余 金	650,413
		純 資 産 合 計	655,413
資 産 合 計	661,300	負債・純資産合計	661,300

様式 2 6 - 2 - 2 （診療所を開設する医療法人）

法人名 医療法人 あちわ内科胃腸科
所在地 各務原市鵜沼東町1-102

※医療法人整理番号 0 0 0 8 2

損 益 計 算 書
(自 令和7年 4月 1日 至 令和8年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目		金 額
Ⅰ 事業損益		
1 事業収益		152,224
2 事業費用		160,684
	事業利益	△ 8,460
Ⅱ 事業外収益		6,597
Ⅲ 事業外費用		100
	経常利益	△ 1,963
税引前当期純利益		△ 1,963
法人税等		72
当期純利益		△ 2,035

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人あちわ内科胃腸科

理事長 阿知波 康二 殿

私は、医療法人あちわ内科胃腸科の令和 7 会計年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 5 月 20 日

医療法人あちわ内科胃腸科

監事 松井 左千子